

推計方法の見直しに関する まとめ（案）について

新たな推計方法では、

- ・「世帯票」については、課題とされていた国勢調査結果とのかい離が縮小することが確認された。

なお、「仕事の有無」及び「雇用形態」の構成割合については、国勢調査との調査時期や調査期間等に違いがあり、さらに、両調査の回答不詳数の差異が大きい。こうした特性を持つこれらの項目については、必ずしも国勢調査結果に近づくとは限らないことが確認された。

- ・また、世帯票と同様の拡大乗数等を用いる「健康票」及び「介護票」については、単年の分析結果ではあるが、現行の推計結果から大きな変化は生じないことが確認された。

- ・一方、「所得票」及び「貯蓄票」については、調整係数に所得票有効回答世帯数のみを用いる新推計②、調整係数に世帯票有効回答世帯数と所得票有効回答世帯数を用いる新推計③と2通りの方法について検討を行った。

いずれの方法とも現行の推計結果から1世帯当たり平均所得金額及び平均貯蓄額が大きく減少することなどが確認されたが、世帯票のような真の値となる指標がなく、この結果が妥当なのかどうか評価が難しいところ。また、ブートストラップ法による検証結果においても、新推計②及び新推計③の明確な優位性を確認することはできなかった。

以上を踏まえれば、

- ・ 「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地がある。
- ・ 一方、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新推計②又は③のいずれかの方法を採用するべきという積極的な根拠は得られなかった。